

競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする
場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件

平成15年7月29日 福島県告示第783号
(最終改正 令和7年7月29日)

福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第245条及び第264条第1項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)の方法により福島県庁舎、福島県合同庁舎等の公有財産の維持管理に関する業務(以下「庁舎等維持管理業務」という。)の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。)を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

第一 資格の審査を受けることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。

- 一 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- 三 県税を滞納している者
- 四 消費税又は地方消費税を滞納している者
- 五 審査基準日(資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。)の直前1年の事業年度において、庁舎等維持管理業務又は当該庁舎等維持管理業務と同種の業務についてその受託の取扱高のない者
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者
- 七 庁舎等維持管理業務に係る資格の審査を受けようとする者にあつては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者

第二 資格及びその有効期間

資格は、7月1日を審査基準日として資格の審査に関する申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 西暦における奇数年の7月1日を審査基準日とする申請書等を提出した者
当該審査基準日の属する年の翌年の2月15日から2年間

- 二 西暦における偶数年の7月1日を審査基準日とする申請書等を提出した者
当該審査基準日に係る申請による資格の認定を受けた日から前号に定める期間の満了する日までの期間

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査及び認定

資格は、次の各号に掲げる業務ごとに当該各号に定める事項について審査し、認定するものとする。

一 清掃等業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けた者であること。

二 防鼠防虫業務

ビル管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業の登録を受けた者であること。

三 警備業務

次のいずれにも該当する者であること。

- 1 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号の業務を現に行っている者
- 2 警備業法第4条の認定を受けて警備業を営む者（主たる事務所が県外に所在する警備業者にあつては、同条の認定を受け、かつ、同法第9条の規定により福島県公安委員会に届出をした警備業者）

四 電気設備保全管理業務

次のいずれにも該当する者であること。

- 1 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第1種電気工事士又は同条第2項に規定する第2種電気工事士を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者
- 2 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状のいずれかの免状の交付を受けている者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者

五 機械設備保全管理業務

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項の表に掲げる管工事施工管理の1級又は2級の技術検定に合格した者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者であること。

六 ボイラー設備保全管理業務

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第35条に規定するボイラー整備士を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者であること。

七 電気時計設備保全管理業務

電気工事士法第3条第1項に規定する第1種電気工事士又は同条第2項に規定する第2種電気工事士を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者であること。

八 電話設備等保全管理業務

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（以下「建設業許可」という。）のうち電気通信工事業の許可を受けた者
- 2 工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条の表に掲げる第1級アナログ通信、第1級デジタル通信又は総合通信のいずれかの工事担任者資格者証の交付を受けている者（工事担任者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第78号）附則第2条第1項の規定によりなお効力を有することとされている工事担任者資格者証（同省令による改正前の工事担任者規則第4条の表に掲げるアナログ第1種、デジタル第1種又はアナログ・デジタル総合種に係るものに限る。）の交付を受けている者を含む。）を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者。

九 警報設備等保全管理業務

次のいずれかに該当する者であること。

- 1 消防法施行規則の規定に基づき消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号。以下「告示」という。）本則第2号の表に掲げる第2種消防設備点検資格者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者
- 2 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6第2項に規定する甲種消防設備士（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の3第1項の表第4類の項及び第5類の項に掲げる消防用設備等の工事又は整備を行うことができる者に限る。3において「第4類・第5類甲種消防設備士」という。）又は同法第17条の6第2項に規定する乙種消防設備士（同省令第33条の3第3項の表第4類の項及び第5類の項に掲げる消防用設備等の整備を行うことができる者に限る。3において「第4類・第5類乙種消防設備士」という。）及び同表第7類の項に掲げる消防用設備等の整備を行うことができる同法第17条の6第2項に規定する乙種消防設備士（3において「第7類乙種消防設備士」という。）であって、かつ、電気工事士（電気工事士法第3条第1項に規定する第1種電気工事士又は同条第2項に規定する第2種電気工事士をいう。3において同じ。）又は電気主任技術者（電気事業法第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状のいずれかの免状の交付を受けている者をいう。3において同じ。）を当該業務に従事する者としてそれぞれ1名以上配置できる者
- 3 第4類・第5類甲種消防設備士又は第4類・第5類乙種消防設備士であって、かつ、第7類乙種消防設備士であって、かつ、電気工事士又は電気主任技術者である者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者

十 消火設備等保全管理業務

次のいずれかに該当する者であること。

- 1 告示本則第2号の表に掲げる第1種消防設備点検資格者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者
- 2 消防法施行規則の規定に基づき消防設備士の免状の交付を受けている甲種消防設備士（同省令第33条の3第1項の表第1類の項から第3類の項までに掲げる消防用設備等の工事又は整備を行うことができる者に限る。3において「第1類・第2類・第3類甲種消防設備士」という。）又は乙種消防設備士（同省令第33条の3第3項の表第1類の項から第3類の項までに掲げる消防用設備等の整備を行うことができる者に限る。3において「第1類・第2類・第3類乙種消防設備士」という。）及び同表第6類の項に掲げる消防用設備等の整備を行うことができる乙種消防設備士（3において「第6類乙種消防設備士」という。）を当該業務に従事する者としてそれぞれ1名以上配置できる者
- 3 第1類・第2類・第3類甲種消防設備士又は第1類・第2類・第3類乙種消防設備士であって、かつ、第6類乙種消防設備士である者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者

十一 放送設備保全管理業務

建設業許可のうち電気通信工事業の許可を受けた者であること。

十二 昇降機設備保全管理業務

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の6の表（四）の項に規定する昇降機等検査員を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者であること。

十三 自動ドア設備保全管理業務

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の4に掲げる自動ドア施工の1級又は2級の技能検定に合格した者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者であること。

十四 浄化槽設備保全管理業務

福島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年福島県条例第36号）第2条第1項の規定による登録を受けた者であること。ただし、福島市の区域において浄化槽保守点検業を営む者にあつては福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成30年福島市条例第40号）第2条第1項、郡山市の区域において浄化槽保守点検業を営む者にあつては郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成8年郡山市条例第49号）第2条第1項及びいわき市の区域において浄化槽保守点検業を営む者にあつてはいわき市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成10年いわき市条例第50号）第2条第1項の規定による登録を受けた者であること。

十五 水槽類・蓄熱槽類設備保全管理業務

ビル管理法第12条の2第1項第5号に掲げる事業の登録を受けた者であること。

十六 冷凍機運転業務

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条第1項に規定する第1種冷凍機械責任者免状、第2種冷凍機械責任者免状又は第3種冷凍機械責任者免状のいずれか

の製造保安責任者免状の交付を受けている者を当該業務に従事する者として１名以上配置できる者であること。

十七 緑地植栽保全管理業務

建設業法施行令第３７条第１項の表に掲げる造園施工管理の１級又は２級の技術検定に合格した者を当該業務に従事する者として１名以上配置できる者であること。

十八 一般廃棄物収集運搬業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条第１項の規定による許可を受けた者であること。

十九 産業廃棄物収集運搬・処分業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項及び第６項の規定による許可を受けた者であること。

第五 申請書等の提出の方法

資格の審査を受けようとする者は、所定の庁舎等維持管理業務入札参加資格審査申請書に審査基準日の直前１年の事業年度の財務諸表その他知事が定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第六 申請書等の提出の時期

９月１日から１１月３０日までとする。

第七 申請書等の提出先

申請書等は郵送により福島県総務部文書管財総室施設管理課に提出すること。

第八 申請書等の用紙の入手方法

福島県総務部文書管財総室施設管理課及び福島県地方振興局企画商工部市町村支援課において８月１日から１０月３１日まで（閉庁日を除く。）の間に配布するほか、福島県総務部文書管財総室施設管理課ホームページにおいて公開する。

第九 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第十 この告示に関する問い合わせ先

福島県総務部文書管財総室施設管理課（郵便番号９６０－８６７０ 福島県福島市杉妻町２番１６号 電話番号０２４－５２１－７０８０ ファクシミリ番号０２４－５２１－７８１２ 電子メールアドレス shisetsukanri@pref.fukushima.lg.jp）

（施設管理課）